

保護者様

シンガポール日本人学校

小学部クレメンティ校 校長 池田 潔

小学部チャンギ校 校長 堤 裕子

中学部 校長 田中誠一

学校傷害保険について

シンガポール日本人学校では、学校における保健安全管理面から、日本国内の「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に代わる全校児童・生徒に対する傷害保険に下記にて加入しております。

記

○契約保険会社 **MSIG Insurance (Singapore) Pte Ltd**
○対象及び業務 学校管理下における全児童・生徒の負傷、あるいは負傷に伴う後遺障害、及び死亡などに関して必要な給付を行う。

○保険条件

1. 給付内容

- | | |
|--|----------|
| ① 事故死（事故が直接原因で90日以内に死亡） | 20,000ドル |
| ② 両手または片手を失った場合 | 20,000ドル |
| ③ 両足または片足を失った場合 | 20,000ドル |
| ④ 両目または片目を失った場合 | 20,000ドル |
| ⑤ 手または足の指を失った場合 | 2,000ドル |
| ⑥ その他上記以外での著しい障害で、終身不自由の場合 | 20,000ドル |
| ⑦ 上記以外での医療費（8,000ドルを上限として実費に限る。 <u>交通費や診断書などは含まない。</u> ） | |

2. 備考

- A. 登下校時も対象になります。
- B. 学校行事の遠足・校外行事も対象となります。
- C. 事故当日より180日以内に要した費用が支払われます。
- D. 傷害保険の有効期間は退学した時点でその効力は失われます。
- E. 保険料は授業料に含まれています。

<補足>

- ※ 学校傷害保険の払い戻しに要する期間は2か月ほどです。
- ※ 保険金は小切手で支払われます。
- ※ 領収書は詳細（患者名・支払金額・支払方法）が明記された原本をご提出ください。
- ※ 入院・手術の場合、Final Bill（退院・手術後に送付される最終的なTax Invoice）とDischarge Summary（コピー可）をご提出ください。
- ※ 差し歯がとれた場合は申請できません。健全歯に限ります。矯正器具（眼鏡など）の破損も対象外です。

-----きりとり-----

学校傷害保険を申請する際、クレーム登録及びお支払い小切手の準備に生徒本人と保護者様（小切手の宛名）のFINまたはパスポートナンバーが必要となります。領収書の原本と一緒にこちらの用紙をご提出ください。

1	Student Name 生徒氏名（ローマ字でご記入ください。）	
2	FIN or Passport No	
3	Cheque Payable to 保護者氏名（小切手の宛名） ※銀行口座と同じ名義をローマ字でご記入ください。）	
4	FIN or Passport No	
5	Total Amount Claiming 医療費の合計金額	